

旅行業務取扱料金表(国内旅行)

(旅行業法 第12条の4による取引条件説明書面)

この度は、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社ではお客様の旅行取扱に際し、次の旅行業務取扱料金を申し受けます。

尚、こちらの旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。

更なるお客様へのサービス向上に努力してまいりますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

番号	区分	内容	料金
1	手配料金	①宿泊機関と運送機関・観光券・航空券の複束手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関・運送機関・観光券等1件1手配につき550円、 航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
		②宿泊機関等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限550円)
		③運送機関・観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100円)
		④航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内(下限1,100円)
2	変更手続料金	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等・運送機関・観光券等1件1手配につき550円、航空券1	
3	取消手続料金	1人区間につき550円の合算額を下限とします。	
4	相談料金	「1」お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円
		「2」旅行日程表の作成	日程表1件につき2,200円
		「3」旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,200円
		「4」旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円
		「5」お客様の依頼による出張相談	上記「1」から「4」までの5,500円増し
5	空港等での斡旋サービス料金		斡旋員1名につき11,000円
6	添乗サービス料金		添乗員1人1日につき33,000円
7	連絡通信料金	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき550円

(注1) 上記料金には消費税が含まれています。

(注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(注3) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

(注4) 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

「1」手配料金について

- ・「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
- ・同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- ・「運送機関等を手配する」とはJR・私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
- ・同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- ・「観光券を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。

「2」変更手続料金・「3」取消手続料金について

- ・手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度申し受けます。
- ・上記「1」手配料金は、別途収受致します。
- ・宿泊・運送機関に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払又はこれから支払う費用は、別途申し受けます。

「5」空港等での斡旋サービス料金について

- ・夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,500円増しになります。
- ・交通実費は別途申し受けます。

「6」添乗サービス料金について

- ・添乗員の交通費、宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。